

徳島県告示第四十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、海陽町長及び那賀町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和五年二月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 海陽町に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称  
海陽町

2 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

3 成果の名称

海部郡海陽町海南一 二地区、海部一 二地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

海部郡海陽町吉野及び多良の各一部（海南一 二地区）並びに高園及び野江の各一部（海部一 二地区）

5 認証年月日

令和五年二月六日

二 那賀町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成三十年度から令和二年度まで

(三) 成果の名称

那賀町（白石の一部）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町白石の一部（白石一地区）

(五) 認証年月日

令和五年二月六日

2 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成二十九年度から令和二年度まで

(三) 成果の名称

高野の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町高野（高野地区）

(五) 認証年月日

令和五年二月六日

3 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

(三) 成果の名称

木頭助・木頭出原の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町木頭助及び木頭出原の各一部(助二地区)

(五) 認証年月日

令和五年二月六日

4 (一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成二十九年度から令和二年度まで

(三) 成果の名称

雄の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町雄の一部(雄七地区)

(五) 認証年月日

令和五年二月六日